

令和 5 年 10 月 19 日

関係者各位 様

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

介護サービス事業所の指定の一部の効力の停止処分について

日頃から、本市の介護保険行政に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
このたび、本市は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）の規定に基づき、下記のとおり処分を決定いたしましたのでお知らせします。

記

1 処分の対象となる事業者及び事業所

(1) 事業者

名古屋市南区に所在する営利法人

(2) 事業所

名古屋市南区に所在する訪問介護及び予防専門型訪問サービス及び生活支援型訪問サービス事業所

2 処分の内容

決定した処分	効力停止の内容	効力停止の期間
指定の一部の効力の停止	新規利用者の受入を停止する	令和 5 年 11 月 1 日から
	介護給付費の請求の上限を7割とする	令和 6 年 10 月 31 日まで

3 処分の原因となる事実

(1) 訪問介護

ア 訪問介護員としての資格要件を満たさない者がサービス提供を行ったにも関わらず、これについて不正に介護報酬の請求を行った。また、特定事業所加算の算定要件を満たしていないことを知りながら、同加算を算定して不正に介護報酬の請求を行った。（法第 77 条第 1 項第 6 号に該当）

イ 一体的に運営している障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「支援法」という。）における居宅介護及び同行援護に関し、不正な行為が認められた。（法第 77 条第 1 項第 10 号に該当）

(2) 予防専門型訪問サービス及び生活支援型訪問サービス

一体的に運営している訪問介護並びに支援法における居宅介護及び同行援護に関し、不正な行為が認められた。（法第 115 条の 45 の 9 第 6 号に該当）

【問合せ先】

高齢福祉部介護保険課

居宅指定係 電話 9 7 2 - 3 4 8 7

指導係 電話 9 5 9 - 3 0 8 7